

函館市開発行為により帰属を受ける公園、緑地または広場の設置の基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、開発行為により帰属を受ける公園、緑地または広場（以下「開発公園等」という。）について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第32条の規定により協議をするにあたり、当該開発公園等に係る位置、形状、遊具等の設置等に関し必要な基準を定めるものとする。

(位置および面積)

第2条 開発公園等を設置する場合は、一辺は公道に6メートル以上接するものとする。
2 開発公園等を設置する位置は、周辺地域の既存公園等との誘致距離等および開発区域内における開発公園等の統合を勘案し決定するものとする。
3 前項の場合において、開発行為をする区域に隣接して既存公園等があるときは、当該既存公園等に統合できる位置とする。ただし、地盤の高低差が著しく、統合することが困難であると認められるときは、この限りでない。

(形状)

第3条 開発公園等の形状については、当該開発公園等の面積に応じて次に掲げるとおりとする。

- (1) 面積が600平方メートル以上の場合にあっては、形状は四角形以上とし、総体的な縦および横の距離については1対2となる距離差異を最高値とする範囲内とし、勾配については平均勾配が15度を超えないものとする。ただし、当該開発公園等の一辺の距離の最短距離が30メートルを超える場合または、当該開発公園等に公道と接するための通路部分を設置する場合における当該公園等形状については、別途協議して決定するものとする。
- (2) 面積が600平方メートル未満の場合にあっては、前号の規定に準じて、開発行為を行う区域の形状および周辺道路の状況を勘案して決定するものとする。
- (3) 面積が1000平方メートル以上の場合にあっては、公園の有効な利用のため原則として2辺以上が道路に面していること。

(遊具等または施設の設置)

第4条 開発公園等のうち街区公園としての位置付けが適当であるものに設置する遊具等については、当該開発公園等の面積に応じ次に掲げるとおりとする。また、遊具の設置については、国土交通省が定める都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき策定された遊具の安全に関する規準にしたがい、個別の遊具ごとに安全領域を確保すること。

- (1) 面積が600平方メートル以上の場合にあっては、園名板、ブランコ、鉄棒、滑り台、砂場およびベンチとし、ベンチについては2基、ベンチ以外のものについてはそれぞれ1基とする。

- (2)面積が300平方メートル以上600平方メートル未満の場合にあっては、園名板、ブランコまたは滑り台、鉄棒およびベンチとし、それぞれ1基とする。
 - (3)面積が300平方メートル未満の場合にあっては、園名板、鉄棒およびベンチとし、それぞれ1基とする。
- 2 前項の開発公園等以外の開発公園等に設置する施設については、同項各号の面積の区分に応じ、同項各号に掲げる遊具等の設置費に相当する金額の範囲内で設置する施設について別途協議して定めるものとする。

(外柵)

第5条 開発公園等に設置する外柵は、原則として高さ0.8メートル以上の鉄製の格子柵とし、部材規格は支柱は断面係数5.61立方センチメートル以上、ビームは断面係数3.65立方センチメートル以上、格子は断面係数0.22立方センチメートル以上とする。塗装については、亜鉛メッキ仕上げの場合は、JIS H8641とする塗装仕上げの場合はJIS G3302+熱硬化樹脂塗装（膜厚20マイクロメートル以上）とする。この場合において、当該開発公園の地盤が周辺地盤より2メートル以上高いときは、高さ1.1メートル以上の隔柱支柱付きのものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、周辺の状況を勘案し、木柵または生垣を設置する場合については、それぞれの区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1)木柵の場合

- ア 柵柱の高さについては0.8メートル以上とし、柵柱の直径については120ミリメートル以上とする。
- イ 柵柱の間隔については、2メートル以下とする。
- ウ 横木については、直径100ミリメートル以上のもので2段とする。
- エ 柵柱および横木については、防腐剤加圧注入木を使用し、防腐剤については環境に配慮したものを使用することとする。

(2)生垣の場合

- ア 生垣については、列植とし、高さは0.8メートル程度とする。
- イ 生垣に使用する樹木の種類については、事前に協議を行うこととする。

(出入口および車止めの設置)

- 第6条 開発公園等には、幅4メートル以上の出入口を設置するものとする。
- 2 前項の出入口を設置する場合は、公道に接する部分で、かつ、当該公道に接する部分の端から1メートル以上離れた位置とする。この場合において、当該公道上に交差点があるときは、その交差点から5メートル以上離れた位置としなければならない。
- 3 第1項の出入口には、単柱による着脱可能な鍵付きの車止めを設置するものとし、車椅子が容易に入り出しうるよう、かつ、車両の進入を遮ることの出来るように、車止めの相互間の間隔のうち1以上は、1.4メートルで設置するものとする。

- 4 出入口の段差については2センチメートル以下とし、通路部分については、アスファルト舗装等により、すり付けを行うこと。
- 5 通路部分の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- 6 通路部分の横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- 7 高さが75センチメートルを超える場合にあっては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅1.5メートル以上の踊場を設けること。
- 8 縦断勾配が5パーセントを超える場合にあっては、手すりと立ち上がりを両側に設けること。ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- 9 出入口からの水平距離が1.5メートル以上の水平面を確保すること。ただし、面積が300平方メートル未満の開発公園等や地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りではない。
- 10 階段については、原則、設置を認めないものとする。ただし、第5項から第8項の基準により傾斜路を併設する場合に限り、別途協議して定めるものとする。

(給・排水管の設置)

第7条 面積が600平方メートル以上の開発公園等については、20ミリメートルの給水管、および污水阱を設置するものとする。

(敷地の整地)

第8条 開発公園等の土地の表面仕上げについては、原則として4センチメートル厚の転圧石粉仕上げとし、表層面については塩化マグネシウム等により防塵処理を行うものとする。

- 2 周辺地盤と高低差が生じる場合は擁壁、または法面で処理することとし、法面とする場合は、勾配を1:1.5以上とし、浸食防止のため法面部に公園芝を施工すること。
- 3 水勾配については、0.5～1.0パーセントとし公園内の水が良好に排水される構造とすること。また、公園内の水が隣地に流出しないように配慮すること。

(境界の明示)

第9条 帰属公園等の敷地には、永久境界標を埋設することとし、仕様については、北海道建設部の測量業務共通仕様書に定めるとおりとする。

(資料の提出)

第10条 開発行為の検査が完了した場合は、遅滞なく帰属となる開発公園等の位置図、土地利用計画平面図、公園詳細図、施設詳細図、地積測量図を提出すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度協議して決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。